



東京都 全2件

■都道府県：東京都

■自治体名：世田谷区

【名称】環境基本条例

【制定】1994年9月21日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】事前相談

【概要】環境基本条例に基づき開発事業者等に対し、開発事業を行う際に環境へ配慮する事項について、あらかじめ区と協議するよう要請している。その中で緑の保全や省エネルギー対策への配慮等に加えて、建築物等の新設、大規模な増改築の場合は、太陽光パネルや地中熱ヒートポンプの設置を要請している。

■都道府県：東京都

■自治体名：八丈町

【名称】八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン

【制定】2013年4月1日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業、前述の条例上では「自然の営みから得られるエネルギー源であり、かつ永続的に利用できる」と認められるもの」としている

【内容】自然環境の保全、景観の保全、広く生活環境、広く住民や利害関係者への説明会開催

【法令根拠】八丈町地域再生可能エネルギー基本条例第7条

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可、事前相談

【概要】平成24年度より、東京都環境局と協働で、八丈島における地熱等再生可能エネルギー利用の拡大を検討している。検討の中、地域での再エネ活用にあたっては、地域として求めることや重要なことをルール化する必要があると感じ、条例等の制定を行った。当町は、全域が自然公園法の規制がかかるために、大規模な開発には制限がかかるものの、その規制から外れる無秩序な開発の制限や、一方で再エネの活用による地域の持続的発展を目指したいことから、それを考慮した再エネ活用は推進していけるような規定としている。